

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取しないことを求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が犠牲になった。

糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった24万1632名の氏名が刻銘されている。そのうち、北海道出身者は沖縄県に次いで2番目に多く、10,806名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる沖縄本島南部地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

昨年4月には、DNA鑑定の結果、身元が北海道安平村（現安平町）出身の方と判明した遺骨が、道内の遺族のもとに返還された。また、昨今、風化や焼骨等によりDNA鑑定ができない戦没者遺骨について、安定同位体分析による鑑定に応用する検討も進められている。

こうした中であって、沖縄戦で犠牲になった人々の遺骨を含む土砂を採取することは戦没者とその遺族の尊厳の尊重を求める願いに背くものであり、人道に上許されるものではない。

よって、政府においては、下記の事項を速やかに実現するよう強く要望する。

記

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員